

19 私立学校設置認可に関する照会（明治三十年十一月）

酉高甲五九号 三甲八二三号

私立学校設置変更認可ノ節ハ其都度明治十四年文部省達第十五号ニ依リ御開申可相成筈之処往々其手續ニ不及向有之差支不尠候条御取調ノ上開申洩ノモノ有之候ハ、此際至急御開申可相成依命此段及御照会候也

明治三十年十一月二十日

文部省高等学務局長事務取扱理学博士 菊池大麓

文部省普通学務局長 手島精一

文部省実業教育局長理学博士 松井直吉

東京府知事子爵 岡部長職殿

〔明治三十年 第一種 第三課文書類別 学務
各種学校ニ関スル書類 622 D5 13〕